平成３０年（フ）第１５４４号
東京都江戸川区東小岩１－22－６－202、住民票上の住所東京都江戸川区東小岩１丁目22－６－103
債務者　市川由梨乃
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５５０号
東京都世田谷区弦巻４丁目21－８－206
債務者　仲谷美喜子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５６４号
東京都町田市成瀬７丁目10－４－507
債務者　田上　　壽
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５６５号
東京都台東区千束２丁目27－９－202
債務者　大月　　昭
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５６９号
東京都杉並区下高井戸４－４－１－101、住民票上の住所東京都豊島区北大塚３丁目23－２－205
債務者　佐藤　拓希
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５７２号
東京都練馬区大泉学園町７丁目19－４　２Ｆ
債務者　越川　言絵
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５８０号
東京都杉並区高円寺北３丁目31－17－106
債務者　新村　　円
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８５号
東京都青梅市河辺町２丁目955番地の２ライオンズガーデン河辺501
債務者　小林　裕美
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２６９号
横浜市港北区綱島西３丁目６番12号　白樺荘102
債務者　大谷たまき（旧姓日比野）
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２９４号
横浜市栄区桂台東２番１－107号
債務者　石井　健吾
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２９５号
横浜市神奈川区六角橋６丁目16番４号　池の上マンションＡ203号
債務者　曽和　　孝
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４３０号
神奈川県茅ヶ崎市若松町11番３号　メイプル102号
債務者　中村　武志
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４３６号
横浜市鶴見区北寺尾１丁目14番２号
債務者　前田　哲哉
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４４７号
神奈川県大和市桜森２丁目６番16号　不二ビル203号
債務者　中井　和美
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４４９号
神奈川県藤沢市片瀬４丁目16番17－308号
債務者　河本　孝行
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部